

## 教育資料室だより

No.20 令和5(2023).10.1

発行 桐生市教育資料室

桐生市小曾根町1-9 (西小学校内)

電話・FAX 0277(43)3171

### 桐生の教育史をたどる

#### 【学制その11】

明治9(1876)年8月、平成の合併前の旧桐生地域の全小学校(菱地区を除く)は群馬県に編入され、これ以後は群馬県の方針に基づいて教育活動が行われるようになります。

この頃、学制が求める教育と実際の教育現場との乖離から、教則の簡素化や修業年限短縮等を求める動きが各府県で活発化します。そのような中、群馬県も明治10年3月末、文部省に『小学教則改正之儀二付伺』を提出しています。その理由として「この頃惰遊軽薄の風習がはなはだしくなり、勤儉友愛の精神がなくなって来ている。これは教則が風土民俗に適合しないためであろう。これを改めるには、欧亜の学問を学んでいてもだめであるので、皇漢洋の歴史に出てくる賢人の言行を教科書に取り入れて指導し、謹厚の人間を育成したい(群馬県教育史第一巻285ページから引用)」という主旨を述べています。これが認可されたことを受け、同年4月「小学教則」を改正します。

各府県の動静を鑑み、文部省首脳部は教育視察を行います。その結果、画一年限、画一内容の弊害を改める必要を認め、教則の編成を各府県に任せる自由化政策を打ち出します。これに基づき、群馬県は翌11年12月に「小学教則」を再改正しました。

このような動きの中で、明治9年12月、本県最初の郷土読本『上野地誌略』が、11年11月には小学校の修身教科書『修身説約』[右に簡単な解説をつけました]が出版されています。〈学制その12へ続く〉

☆参考『桐生市教育史(上巻)』『群馬県教育史(第一巻)』

『学制百年史:文部省(昭和47年刊)』

☆明治期の教科書類等は、国立教育政策研究所教育図書館近代教科書デジタルアーカイブでも閲覧できます。

教育資料室は、明治から大正、昭和初期に使われていた教科書類をたくさん収蔵しています。ぜひお越しになり、お手にとってご覧ください。貸し出しも可能です。

明治初期:『小学読本』『日本地誌略』

『萬国史略』『小学算術書』

『小学化学書』『十八史略(漢籍)』等

『修身説約』 明治11年(1878)、群馬県令楫取素彦が学務課職員木戸麟に命じて編纂させた群馬県刊行の「修身」の教科書です。全10巻9冊(7・8巻は合冊)からなります。その後、著作権が金港堂(出版社)に譲渡され、さらに教師用指導書『修身説約問答方』も刊行されたので、日本全国で使用されるようになりました。

修身説約 巻の一 木戸麟 編纂  
第一  
夫父母は、吾が身の本にして、天地の間、大恩あること、父母に如くものなし、故に孝は、万の行ひの本とす、父母の恩ハ、鴻大なれども、先其の一斑をいはんに、人の未生れざるや、懐胎に在りて、母を苦しめ、既生るれば、父母共に力を尽し、艱難辛苦を厭はずして養育し、若病など有るときは、昼夜寒暑の別なく、吾が身を忘れて介抱し、只其の健に成長するを望むの他何の願ひか有らん、其の少く長ずるに及びては、善き人に成れかしと、学校へ通はせ、諸芸を学ばせ、其の家を治むる程になれば、縁を求めて妻を迎へ、子孫の榮を希ふ、又世の人に交るを見ては、或ハ悪き友に引かれ、或いハ不慮の難に遇はんかと、未目に見ぬ先迄も絶えず心配し、すべて一生のいとなみハ、皆子の為にするものなり、父母ハ此の如き大恩あるものなれば、朝夕其の言を守り、少も之に違ふべからず、又父母に物言ふにハ、辞を丁寧にして、非礼あるべからず、又吾が身体ハ、父母より賜はりたる、此の上もなき大切なるものなれば、朋友と闘毆し、或ハ危き場処等にのぞみ、少にても、毀ひ傷つくることありてハ、不幸となるものなり、  
☆『群馬県史資料編22 388ページ』から転載

☆上記は『国立国会図書館デジタルコレクション』で原本(写真)を読むことができます。

☆資料室は、『修身説約』二・三・四巻と『修身説約読例』(修身説約を読むための補助教材)二・三・五・六巻を収蔵しています。

